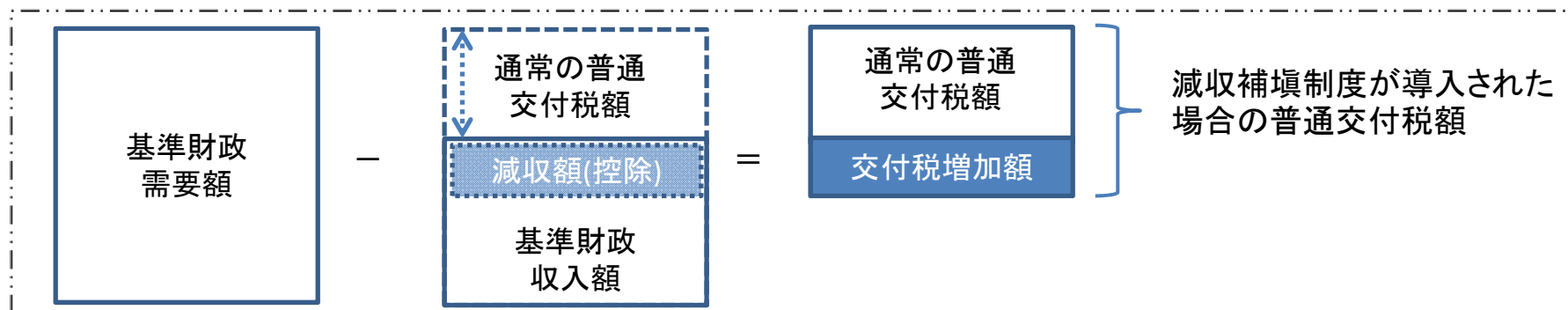


# 減収補填制度について

## 減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除・不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が課税免除・不均一課税をした場合の減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



<対象税目> 事業税、不動産取得税、固定資産税 (事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置)

- <実績>
1. 根拠法律数 : 10法律
  2. 平成29年度の減収補填額 : 124億円

## 減収補填制度の見直し

- ① 地域未来投資促進法に基づく減収補填措置について、対象となる道府県の財政力要件を緩和。
- ② 平成29年度末に適用期限を迎える地域再生法に基づく減収補填措置について、適用期限を延長。

## スケジュール

平成30年4月1日 改正省令施行

## 現行の減収補填措置一覧

根拠法	創設年度	対象事業等	適用期限	補填対象		対象税目		
				課税免除	不均一課税	事業税	不動産取得税	固定資産税
過疎法	S45	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	H31.3.31	○	○	○	○	○
沖縄振興法	S48	製造業等	H31.3.31	○	○	○	○	○
半島振興法	S61	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	H31.3.31		○	○	○	○
山村振興法	H3	地域資源を活用する製造業、 農林水産物等販売業	H31.3.31		○		○	○
離島振興法	H5	製造業、旅館業、情報サービス業等	H31.3.31	○	○	○	○	○
水源対策法	H7	製造業、旅館業	H31.3.31		○			○
奄美振興法	H11	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業等	H31.3.31	○	○	○	○	○
原発地域振興法	H13	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業等	H31.3.31		○	○	○	○
地域未来投資促進法 (旧:企業立地促進法)		H19	業種限定なし	○	○		○	○
地域再生法	移転型	H27	企業の本社機能の東京23区からの移転	H30.3.31		○	○	○
	拡充型		地方にある企業の本社機能の強化	H30.3.31		○	○	○